

保健のコーナー

◆問い合わせ
役場保健福祉課 ☎82-3111内線161

風しんの予防接種が行われます。接種を希望する方は、指定された日時を確認の上、直接会場へお越しください。

▽対象 生後十

風しんの予防接種を実施へ 接種希望者は直接会場へ

二カ月から九十九カ月未満で未接種の人（既に風しんにかかった人は除きます）
▽期日 一月二十六日～二十八日

▽受付時間 午後零時半～一時（二月二十六日は午後一時～一時半）
▽場所 町保健センター
▽接種できない人 ▼体調が悪い
▼一週間以内に三種混合、一カ月以内にポリオやはしかの予防接種を受けた人。

昨年の日本脳炎予防接種の様子

「健康手帳」の交付対象と方法が変更になりました

町では、これまで「健康手帳」を46歳、50歳、56歳の方に保健委員を通じて交付してきましたが、今年からは40歳以上の希望者を対象に、役場窓口で交付することにしました。健康手帳は、健康審査の記録や健康保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適正な医療の確保に役立つためのものです。

交付を希望する方は、役場保健福祉課、役場各支所の窓口でお受け取りください。

なお、老人保健の対象となる方などには、これまでどおり医療受給者証の発行と併せて健康手帳を交付します。

◆平成16年度町・県民税と所得税の申告受け付け日程

月日	対象地域	会場
2月4日(水)	白山、石峠	豊岡根生活改善センター
5日(木)	勝山、八千代	
6日(金)	田名部、新田、上豊岡根	
9日(月)	曾根、内構、島田、長内、羽々の下	
10日(火)	上下野、下下野、福士、馬鞍、船石、那智畑、繫	船越防災センター
12日(木)	田の浜 1～8	
13日(金)	田の浜 9～15	
16日(月)	船越 1～7	
17日(火)	船越 8～13	
18日(水)	船越 14～18	
19日(木)	大浦全域	
23日(月)	大沢全域(漁業経営者)	中央公民館
24日(火)	大沢全域(漁業経営者)	
25日(水)	大沢全域(漁業経営者以外の人)	
26日(木)	森、上	
27日(金)	細浦、跡浜	
3月1日(月)	馬指野、中野、猿神、礼堂、外山、落合、白石、田子の木	
2日(火)	関谷、関口、内野	
3日(水)	長崎一丁目、長崎二丁目、飯岡第2～6地割	
4日(木)	長崎三丁目、長崎四丁目、飯岡第7～10地割	
5日(金)	柳沢、沢田	
8日(月)	北浜町	
9日(火)	境田町、飯岡第1地割	
10日(水)	川向町	
11日(木)	中央町	
12日(金)	八幡町	
15日(月)	後楽町、飯岡第13地割	

給与支払報告書の提出を

給与支払報告書の提出はお済みになりましたか。給与支払い者は、給与支払報告書を受給者の住所地(平成16年1月1日現在)の市町村へ提出しなければなりません。まだ、提出していない場合は、期限までに提出してください。

▷提出期限 1月31日

会場をご確認ください。やむをえない事情で定められた会場へ行けない場合には、表中の別の会場でも受け付けますので、都合の良い日に申告してください。

表の期間、役場で申告はできません

受付期間中(二月四日～三月十五日)に、役場税務課へ直接申告に来る方がいますが、申告の受け付けはできません。同課には、申告以外のお客さんに対応する職員しか残っていませんので、ご理解願います。申告書の記入方法や税額の計算方法など分からないことがありましたら、事前に役場税務課(☎82-3111内線111-111)まで気軽に問い合わせてください。

▽期日 上表のとおり
▽時間 午前八時半～午後三時

税の申告が始まります

2月4日から受け付け開始

忘れず正しくしっかりと

平成十六年度の町・県民税(兼国民健康保険税)と所得税(平成十五年分)の申告時期を迎えました。この申告は、皆さんの昨年一年間(一月～十二月)の収支について行うもので、町や県などに納める税額を決めるためのものです。納められた税金は、公共施設の整備や福祉の充実など、わたしたちの生活向上のために使われます。申告の受け付けは次ページの日程表のとおり行いますので、あらかじめ収入および支出について自ら計算の上、申告しましょう。

今年も、自分で。
25歳、長谷川京子。



申告が必要な人は

申告が必要な人は、平成十六年一月一日現在で本町に住所がある人(幼児や児童生徒は除きます)です。各種税務証明や国民健康保険税の軽減判定資料にもなりますので、昨年の収入のある無しにかかわらず、申告が必要です。会社に勤めている人で、既に年末調整をしている人や青色申告など直接税務署へ申告する人は、本町への申告の必要はありません。

申告に必要なもの

申告の際に必要なものは、印鑑と次の各書類です。当日は忘れずに持参し申告しましょう。
◆収支計算に必要な書類
・営業、農業、漁業、不動産業など事業収入のある人
・売り上げなどの収入に関する書類、支払伝票、領収書など整理記入した書類

申告会場が変更になります

今年から、申告会場が三カ所に変更になりましたので、必ず

代理申告ができます

仕事などの都合で本人が申告に来れない場合は、家族の方でもできます。あらかじめ勤務先と会社の住所、電話番号などを確認しておいてください。

税務署から確定申告のお知らせ

平成15年分の所得税確定申告の窓口相談や申告書の受け付けを行います。なお、還付申告は既に受け付けています。

▷期間 2月16日～3月15日

※土・日曜日、祝日は窓口相談や申告書の受け付けを行いませんが、申告書は郵送または税務署の時間外収受箱に投かんすることにより、提出できます。

▷問い合わせ 宮古税務署(☎62-1923)へどうぞ。